

教科書問題

—Ⅱの1—

勝野尚行

まえがき

序 『教育基本法制と教科書問題』の出版を終えて

第1節 文部省検定に対する国際的批判に接して

第2節 1982年文部省検定について(1)

(以上、本号)

第3節 「国際的批判」の経過等(1)

—1982・6・26～'82・8・5—

まえがき

本『論集』論文として連載してきた論文「教科書問題」の、その1からその3までを補正・収録し、その他の書下し論文等も追加して、ようやく『教育基本法制と教科書問題』を、1982年9月初旬に法律文化社から出版した。本書の出版でとくに苦勞したことに、教育基本法制の精神＝原則にてらしてみても、およそそれに挑戦し反逆するものとはかみられないような「逆行」現象が80年代に入っていくつか発生しているため、それらのうちのいくつかの問題に論究しなくてはならなかった、ということもある。しかし、それ以上に苦勞したことは、そこで2章をあてて取りあげた教科書問題について、執筆中から最終校正までの期間に、次々に新しい問題が発生したことであり、どうしてもそれらの諸問題について逐次若干なりとも論及し続けなくてはならなかったことである。そして、その最終校正の段階で、1982年文部省検定が国際的批判を浴びるといふ、まったく思ってもみなかった大きな事件が発生し、これについても若

干なり言及しなくてはならなかったことである。執筆・校正の過程で論及しえた問題には、1982年6月25日に終えた82年文部省検定、82年6月21日に示された中教審・教科書小委員会の教科書採択制度「改正」答申草案、82年5月に出版された森本真章他『これでよいのか高校教科書』日本工業新聞社、等々があるけれども、さすがに6月末から起こった82年文部省検定に対する国際的批判のことについては、ほとんど触れることができなかった。

この国際的批判は、その後、82年7月から8月にかけて、本格的な展開をみせる。そして、そのなかで、実にさまざまなことを私たちに教えてくれたように思うのである。この問題も「80年代初頭の教科書問題」というテーマのなかで本格的に論究すべき、そうした内容＝価値のある問題の一つであるように思うのである。したがって、今回のこの「教科書問題—Ⅱ—」のなかでは、主にこの問題に論究してみることにする。^{*}

* この国際的批判のことについて、私が若干詳しく論究したものに、「教科書問題をめぐって——『国際的批判』をどうみるか——」『教職理論研究』第7号・1982年がある。そこでの論究をいっそう本格的に深めることが、本連載論文の主たるねらいである。

序 『教育基本法制と教科書問題』 の出版を終えて

『教育基本法制と教科書問題』の出版を終えて、本『論集』論文「教科書問題」の連載も一段落したことになる。しかし、教科書問題に関する研究がこれで終わったというわけでは少しもないので、引き続き論文「教科書問題—Ⅱ—」を連載しながら、残余のいくつかの問題（その中心は「国際的批判」の問題）について論究を重ねることにしたい。

そこで、論文「教科書問題—Ⅱ—」を連載するのに先立って、『教育基本法制と教科書問題』での課題提起を踏まえながら、どのような角度から教科書問題その他に論及していくのか、どのような問題に言及していくのか、等々の研究方法論に関することについて2,3のことを記しておこうと思う。どの範囲・程

度まで以下にのべるような方法論構想どおりにすすむことができるか、あまり自信もないけれども、確認の意味を込めて記しておくことにしたい。

教育基本法制論

書物のなかで私がとった方法は、戦後教育の原点にある教育基本法制（以下「教基法制」）の精神＝原則を確認しながら、その精神にてらして教科書問題その他の教育政策問題をみていくという方法である。そうだとすれば、この方法を今後とも一貫させようとするかぎり、まずは教基法制の精神の確認をいっそう深めなくてはならない。とくに今回、「教基法制」という概念の中身に関して、それは教育の法体系＝制度とそれに照応した教育内容とによって構成されるものとみなくてはならないのではないかという、新しい課題提起を行い、そうした教基法制観を基礎にして80年代日本の教育政策の吟味・批判を行った。そのような次第で、このような教基法制観の妥当性の確認を、今後とも急がなくてはならないと思っている。

教基法制の精神を確認したり、上記の新たな教基法制論の構成をしたりするうえに、幸い最近になってそのための資料が出版される気配である。すではやく出版されたものに宮原誠一他『資料、日本現代教育史』全3巻・三省堂があるけれども、最近になってさらに、読売新聞戦後史班編『昭和戦後史、教育のあゆみ』読売新聞社などに加えて、加藤地三他編『戦後日本教育史料集成』全12巻別巻1・三一書房が刊行されることになった。第1巻「敗戦と教育の民主化（昭和20～22年）」および第2巻「新学制の発足（昭和23～24年）」等に収録された資料が、さしずめ大いに参考になるのではないかと思っている。

もちろん、教基法制の精神を確認するといっても、その精神そのもの（教基法制の立法意思そのもの）が、80年代のこんにちにおいてもなお、まるごとそのまま有効ということにはならない。その精神は、80年代日本の政治的・経済的・社会的な状況にてらし合わせて、より深め発展させられなくてはならないであろう。この点、いわば当然なことである。そうしなければ、いよいよ進行す

る教基法制の実質「改正」の動きを真に批判することはできないからである。

また、この教基法制研究のなかでいまま少し内容的に掘り下げるべきだと思っている問題に、平和主義、民主主義、人権主義、この3者の思想的関連の問題がある。書物のなかではこの問題にも一応の決着をつけておいたが、この問題につき十分に掘り下げたわけではない。教基法制の形成過程にあらわれる各種・各様の教育思想＝教育論をいまま少し仔細に点検しながら、つまりその立法者意思の確認を深めながら、平和主義・民主主義の思想＝感情の形成という課題（とくに田中二郎などが提起していたところ）と、「個人の尊厳を重んじ」「個人の価値をたっとび」という形で表現されている人権意識の形成という課題（これこそ教基法制のもっとも核心にあるものとされているところ）とがどのような論理的関連でとらえられていたのかを、より深く探ってみなくてはならない。

さらにまた、教基法制の精神の確認は、戦前・戦時の教育の実態研究をすすめることなしには不可能である。というわけは、戦後教育改革の所産としての教基法制は、原理的にいえば、戦前・戦時の教育の批判・克服のうえに立って構成されたものだからである。そうだとすれば、批判・克服の対象が何であったかを確かめることによってはじめて、その批判・克服のうえに成立した教育法制の実体をよりいっそう明確にとらえることができるということになるからである。しかし、教基法制が批判・克服の対象とした戦前・戦時の教育法制について研究する必要は、たんにそれだけの理由から生ずるのではない。80年代日本の国政＝教育政策のねらいは、この80年代に戦前的教育を復活させることに置かれているとみられる。そうだとすれば、その復活の策動に対して、① 戦前・戦時の教育を復活させようとする策動であり、② したがって、もはや戦後の教基法制下では再現不可能なことをあえてしようとする策動である、という二重の批判を加えなくてはならないからである。要するに戦前教育の実態研究は、こんにち戦前的教育の復活が意図されていることから、欠かすことのできない仕事になっている。

さらに追記しておけば、教基法制下の教育行政の制度的あり方を確認するた

めに、教育委員会法の立法意思を確かめることを急がなくてはならない。教基法制の要請している教育(内容)は、その教育内容を実現し達成していくのにふさわしい、そうした教育行政制度を予想しているものだからである。

家永教科書裁判

さらに追求すべき問題の一つに、「家永教科書裁判」の問題がある。この問題については、書物のなかではほとんど触れることができなかつたからである。

1980年代初頭、政・財・官界一体になっての教科書内容「偏向」キャンペーンが大々的に展開される。そして、このキャンペーンの「効果」は、81年の文部省検定にも翌82年のそれにも、予想をはるかに超える規模であられるわけである。だからこそ、82年文部省検定について手厳しい国際的批判が加えられることにもなったのである。しかし、この80年代初頭の政・財・官界一体になっての「偏向」キャンペーンの展開は、いったい「家永教科書裁判」とどのように関連しているのであろうか。「家永教科書裁判によって追い込まれた文部省・自民党サイドが一気に巻きかえしをはかったもの」というような評価が上記「偏向」キャンペーンについてあるけれども、この評価はどの程度まであっているのであろうか。この点を確認してみなくてはならない。家永教科書裁判の研究に関して、幸い最近になって原告・家永三郎氏自身の手になる『教科書裁判』日本評論社とか遠山茂樹・大江志乃夫編『家永日本史の検定』三省堂などが出版されたので、これらを手がかりにして始めることができる。

といっても、80年代初頭の教科書内容「偏向」キャンペーンの発生・展開を、家永教科書裁判によって追い込まれた文部省・自民党サイドが巻きかえしをはかったことに由来するものとだけみるのは、到底事態の発生を本質的・全面的にみたものとはいえないであろう。というのは、このような把握では、80年代に入って財界・自民党・文部省サイドが一気に巻きかえしをはかろうとするに至った、その理由を看過することにもなりかねないからである。したがって、「追い込まれた」ことが事実であると仮定して、① 文部省サイドが「追い込ま

れた」程度・範囲を確かめること、② 政・財・官界筋が「追い込まれた」事態を一気に打破しようと「偏向」キャンペーンを開始した、その理由を探ること、少なくともこの2つの仕事に取り組むことが必要であろう。「戦後教育の全面的見直し」の策動のなかでの「偏向」キャンペーンであったことを、けっして見落してはなるまい。

1980年代文部省検定

どのような角度から接近するにせよ、80年代初頭の教科書問題を問いつめようとするのであるかぎり、その核心にある問題の一つは「文部省検定によって原稿本の内容が見本本ではどのように変わったか」であろう。あるいは「以前の教科書の内容が検定後にどのように変わったか」であろう。このような教科書そのものに触れての文部省検定の実態の仔細な点検は、今回ほとんどなしえなかったところである。『朝日』『毎日』等のジャーナリストたちが、81年および82年の文部省検定の実態について、相当に明快かつ的確な分析をしてみせてくれたから、その分析を参照するにとどめたからである。しかし、教科書問題への論究をより本格化するためには、できるだけ実態そのものに分析のメスを加えなくてはならない。資料入手の方法等において困難なところもあるけれども、順次この仕事をも手がけていかなくてはならないと思っている。

教科書行政史

家永教科書裁判の研究もそのなかに含まれるけれども、戦後の教科書行政史をフォローすることである。具体的には、以下のような諸問題の研究が課題となるように思われる。

(1) その一つは、検定制度の成立である。戦前においては、周知のように、主要教科目の教科書は国定制＝文部省著作制であった。戦後教育改革の過程で、この国定制が自由発行・自由採択制とはならず、検定制となった。この教科書制度の戦後改革は、その改革の不徹底さからきているのに違いないけれ

ども、それにしても国定制を検定制に切り換えたのには、そこに検定制というものにたいする期待・思いがあったからに違いない。いったい教基法制下での教科書検定制の理念とするところは何であったのか。検定制の理念とするところ(本論文8ページ以下で若干解明する)と、その検定制を[・]文[・]部[・]省[・]検[・]定[・]制[・]に固定化していったこととのあいだに、理念を空洞化する矛盾の発生原因があるのではないか。

(2) その二つめは、1950年代中頃の、「教科書法案」国会上程にまで至る、第一次教科書問題(1980年代初頭の教科書問題を、便宜上、戦後第二次のそれと呼ぶとして)の実相の解明である。この第一次教科書問題と今回の第二次のそれとの連続性は、たとえば石井一朝氏がいわゆる「仕掛人」の一人として2回とも登場していることにもあらわれている。第一次のときは石井氏は『うれうべき教科書の問題』を執筆・出版したのであり(1955年8月)、今回もまた『憂うべき教科書の問題』を執筆・出版したのである(1980年11月)。いずれも「タネ本の一つ」とされ十分に「火つけ役の役目を果たした」ものである。

80年代初頭の教科書問題は、その後、異常・異例づくめの文部省検定と、文部省・中教審の合同による教科書法案づくりと、この2つの方面で進行している。82年文部省検定の実態がきびしい国際的批判にさらされたために、第13期中教審による「教科書法」原案づくりも文部省の所期の思惑どおりには進行していないけれども、しかし、第13期中教審が俗に「教科書中教審」と呼ばれているように、それが「教科書法」原案づくりを基本課題としていることは間違いない。まさにそのために設置されたのだといってもよいほどである。

しかし、この教科書中教審がやがて提示するであろう教科書制度「改正」案の中身も、50年代の第一次教科書問題のときの「教科書法案」の中身と異質なものとなるとは考えられない。その意味でも、第一次教科書問題の実相の解明は欠かせないのである。50年代に提示された「教科書法案」は、いわゆる「教育3法案」——「臨時教育制度審議会設置法案」(臨教審法案)、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」(地教行法案)、「教科書法案」の3つ——の一

つとして国会に上程され、結局は「臨教審法案」と同様に審議未了・廃案となったものである。

教基法制下の教科書検定制の理念と対比しながら、ここで以下、この「教科書法案」の内容について若干なり概観しておこう。

戦後の教科書検定制の理念とするところは、文部省「教科用図書の検定公開について」(1947・9・14)、文部省告示「教科用図書検定要領」(1948・2・3)、文部省令「教科用図書検定規則」(1948・4・30)、文部省『教科書検定に関する新制度の解説』(1948・4)、文部省「教科用図書検定の一般的基準について」(1948・4)等々のなかで明らかにされており、つぎのような特徴を有するものであった。

① 上記「検定規則」第1条にも「教科用図書の検定は、その図書が教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し、教科用に適することを認めるものとする」とあるように、検定の主旨は、教基法制下の教科書として内容的にふさわしいかどうか、より具体的には「教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し」ているかどうか、を審査することにある。この点、上記「検定要領」が、検定は「その図書の内容が学習指導要領に準拠しているかどうか(中略)を調査するものとする」が、しかし「学習指導要領に準拠しがたいときは、現に発行されている文部省著作教科用図書又は、文部省検定済教科用図書の例による」と書いていることから明らかであって、かの『あたらしい憲法のはなし』『民主主義』等(いずれも「文部省著作教科用図書」である)に準拠することを求めているのである。

② それだけではない。上記「一般的基準について」が原稿検定の際の3大条件として、1 絶対的条件、2 すべての教科書に共通して求められる条件、3 ある種の教科書に求められる特殊条件、の3つをあげたとき、このうちの第一の「絶対的条件」とは以下のような条件であった。

絶対的条件

1 教育の目的と一致しているか

教育はいかなる場合にも目的をもった営みである。だからこの

教育の営みのうちで使われる教科書も目的をもち、その目的とこの教育の目的と一致すべきものであることはいうまでもない。わが国の教育の目的は教育基本法に示されているのであるが、その教育で使われる教科書もまたこの目的に反するところがあってはならないのである。たとえば平和の精神を害するものとか、真理を歪めるような点のあるものとか、個人の価値を尊ばず、勤労を卑めるようなところのあるものとか、責任を軽く考え、自主的な精神を害するようなところのあるものは、教科書として不適格と断ぜざるを得ないわけである。

2 立場は公正であるか

教育が殊に政治や宗教について無色でなくてはならないことは、教育基本法に定められているところである。そこで教科書が特定の政党を支持したり、又はこれに反対するというような点があったり、特定の宗教に偏ってその信条を支持したり、又反対するような点があっては、この教育基本法の精神に合わないというべきであって、このような点をもつ教科書は、これまた教科書として不適格だといわなくてはならないのである。

3 その教科の目標と一致しているか

(以下、略)

教基法制の精神を教科書内容に貫徹させていくために、検定制が設けられたことは明白である。

③ 上記『解説』のなかに「教科書の著作は自由である。個人でも団体でも差支えない。要は、よい教科書が作られるよう大方の研究努力を望んで止まない。特に学校教育実家がその貴い経験をもって研究著作したものなどは、もっとも期待するところである。(中略)なお検定教科書著作者も原稿の審査を受けることができる道を開いたのは著作者の意志を重んじるとともに、よい内容をもつ原稿が世に出ることを容易ならしめる趣旨から出たものである」とのべた箇所がある。

検定制の理念とするところが、検閲的検定によって「偏向」のレッテル張り

を行って不合格・条件付合格の処分をすることにあるのではなく、その反対に、「よい内容をもつ原稿が世に出ることを容易ならしめる」ことにあることは、ここに明白である。

④ 同じ『解説』のなかに、検定は原稿審査・校正刷審査・見本本審査の3段階を経て完了することになるが、「見本本審査を通過したものが、はじめて検定済教科書として文部省から公示され、学校の教師の採択に供せられるのである。そして、学校教師が教科書を採択するために、都道府県庁は、毎年教科書展示会を開催することになる」とのべた箇所がある。教科書採択権が学校の教師にあることを前提にして展示会開催の目的を示したものである。教科書採択は「教師たちの意見を十分とりいれた後に、学校責任者が教育上最も適当と考えられるものを自由に択ぶことが建前である」という箇所も、教師の教科書採択権を前提にして、学校責任者（校長、地教委、都道府県教委）の手続的・形式的な採択権をいったものと解される。

さて、戦後の教科書検定制の主旨とするところは、およそ以上のようなものであるが、1956年3月20日に衆議院に上程された「教科書法案」は、教科書の検定・採択・発行および供給のいわば全面にわたって、行政統制を徹底しようとするものであった。たとえば検定面では、① 現行の検定審議会を拡充強化する（第14条～第18条）、② 常勤専任の教科書調査官を置く（第13条）、③ 検定基準を整備する（第5条）、④ 検定合格本に一定の有効期間を定める（第10条、第11条）、等々の条規を置き、採択面では、① 郡市単位など一定の地域においてできるだけ少ない種類の教科書を使用する（第21条）、② 採択は都道府県教育委員会が行う（第20条）、③ 選定は校長・市町村教育委員会等で行う（第24条）、等々の条規を置いた、そのような法案であったからである。

しかし、この法案は、国民的世論の批判のまえに、56年6月3日、参議院で審議未了となり廃案となったのである。しかし、廃案になったとはいえ、その後に戦後検定制の主旨とするところは、この法案の線にそった行政措置等によって、大きく掘り崩されることになったのである。

(3) その三つめは、この「教科書法案」廃案後の事態の経過である。その経過をみれば、まさに第一次の教科書問題と呼ぶにふさわしいような深刻な問題が、1950年代後半に次々に生起していることがわかる。というのは、この「教科書法案」は廃案となったにもかかわらず、その後の政府・文部省の行政措置・行政指導は「教科書法案」の実質的部分を強行実施するものであったからである。その後の教科書制度「改正」の主なものを列挙してみよう。

56年10月10日 教科書調査官制度の創設

同月19日 教科用図書検定調査審議会委員の増員 (16人→80人)

同年11月10日 常勤教科書調査官の制度化

同年9月10日 「教科書の採択権は教育委員会にある」という文部省見解を
通達

このような教科書制度(検定・採択)の実質「改正」の進行のなか、56年文部省検定(57年度から使用される教科書に対する)は、8種類もの社会科教科書を「偏向」として不合格処分にしたのである。いわゆる「F項ページ」といわれるものである。そのため、その後に、教科書執筆から手を引く著者が続出することになった。また反面では、家永三郎氏による教科書裁判の提起ともなった。

80年代初頭の教科書問題をみる際に、この50年代後半の教科書問題を概観しておく必要のあることは、以上の諸点からだけでも明白であろう。80年代初頭の教科書問題が50年代後半のその再現・復活とみられるような部分が、相当に認められるからである。

1980年代教科書問題の発生

1980年代初頭の教科書問題の発生の経過等を、より丹念にフォローすることである。このことについては、すでに上記の書物のなかで一定程度追跡してきているけれども、さらに補足的に70年代末ぐらいからの経過を追ってみなくてはならないと思っている。そして、なぜに80年代に入るや否や、突如として教科書問題が発生したのか、あるいは発生したようにみえるのか、この問題を解明

しなくてはならないと思っている。80年代初頭の教科書問題の発生過程をより仔細かつ丹念にフォローするプロセスで、この問題が発生してくる社会的「必然性」を、多分それは「経済大国から軍事大国へ」という政権党の新たな国政路線への転換をその根底にもっているであろうが、解明しなくてはならない。そうでなければ、その後「国際的批判」にさらされて一步後退を余儀なくされている自民党・政府・文部省が今後どのように動くか、正確に見定めることは困難であろう。

「国際的批判」その後

「国際的批判」そのものについての考察と同時に、もちろん、この国際的批判のその後の経過もフォローしなくてはならない。そのことは、日本の政府・文部省・自民党などがこの国際的批判をどのように受けとめたか、この点を事実にくわしくしていくことを意味している。手厳しい「国際的批判」に接してからの自民党・政府・文部省等の対応をみていると、それがその底にあったいわば「内部矛盾」を表面化させていることがわかる。80年代初頭の教科書内容「偏向」の非難そのものは、自民党・政府・文部省等が文字通りまさに「一体になって」くりひろげているように見えていた。しかし、やはりそのなかにも矛盾・対立・抗争が潜在していたのであって、それを「国際的批判」が相当程度まで顕在化させたのであって、その意味で80年代の教科書問題の行方はかなり流動的である。できるかぎりその行方を執拗に追いかけてみたいと思っている。

さて、以上私は、今後の私自身の教科書問題研究への課題を6つばかりあげてみたけれども、そしてこれらの問題の解明を今後できるだけ試みるつもりにしているけれども、その理由は、『続、教育基本法制と教科書問題』を引き続きまとめて、1980年代日本の教育政策批判を続行しなくてはならないと考えているからである。もちろん続刊の書名には固執しているわけではないけれども、教基法制論を深め発展させることにせよ、80年代日本の教育政策認識をさ

らに深めることにせよ、執拗に取り組むのに十分に価値のあるテーマだと思っているし、大いに興味・関心をもって迫ることのできるテーマである。そのような次第で、この仕事を是非とも続行し、より納得のいく中身のものにまとめあげる予定にしている。

とはいえ、一方で恵那「教育会議」を調査研究対象としての「教育の住民自治」の理論構成の仕事（教育法の法社会学の角度からの）もすすめるなくてはならない。教基法制・教育政策の研究と恵那「教育会議」・教育住民自治の研究とを、どのようにつなぎながらすすめるか、私自身としては、いまこの問題がいわば最大の悩みの種である。恵那「教育会議」のなかの最大規模のものである「中津川教育市民会議」に関する資料・文献も、すでに2年余にわたって収集してきたために、相当膨大なものになっている。それらの通読・整理・分析から再調査へとすまなくてはならず、いよいよ総括する必要が生じてきている。

『続、教育基本法制と教科書問題』に向けての仕事と、『教育会議と教育住民自治』に向けての仕事とを、いずれも中途半端なものに終わらせないように、できるだけ同時平行的にすすめるように、そのためにどのような研究方法論を構想・構成するか、いま一步掘り下げて思索してみなくてはならない。この2つの仕事が互いに相互浸透し合うような研究方法論を模索しながら、教基法制・教育政策の研究を継続したいと思っている。

第1節 文部省検定に対する 国際的批判に接して

1982年文部省検定に対する国際的批判に接して、80年代日本の教科書問題に含まれる問題の一つとして、これについても論究しなくてはならないとして、この問題にどのように論究するか、その角度を確定することは必ずしも容易なことではない。もちろん、そのねらいは、ごく大まかにいえば、82年文部省検定に対する国際的批判の内容を分析することをとおして、80年代日本の教育政

策・教育内容のあり方を確かめるといふことに置かれることになる。ねらいをそこに収斂させていかなければ、国際的批判の内容を分析する意味はない。

しかし、その際に注意しておくべきことは、国際的批判を浴びたものが直接には82年文部省検定であるとはいえ、その批判は、たんに文部省（＝教科書検定制度）に向けられているだけではなくて、よりひろく深く、80年代日本の、教育政策の全般的動向——教育の右翼的再編成をめざす——に対して、さらにはそうした教育政策を生み出す国政全般に対して、向けられているのだということである。だから、国際的批判を矮小化してとらえて、指摘された「歴史の改ざん」部分の修正を認めよとか、「歴史の改ざん」という過ちを強要した教科書検定制度を見直せとか、この範囲に私たちの教育政策への批判・要求をしぼることは、必ずしも正しくないのではないかということである。国際的批判が要求するところは、そうした要求をもそのうちに含み込んで、より深いところにあるのではないか。

国際的批判は、教科書内容の記述是正、それも高校社会科教科書のうちの『日本史』『非世界史』『政治・経済』のなかの「歴史の改ざん」部分の是正の要求を窓口にしながら、その実、より根底的に、そうした「改ざん」を生み出す教育政策・国政に向けられているのではないか。82年6月末から起こった国際的批判の経過を丹念にたどってみるなら、こうした点がより明らかになるはずである。

(1) 82年文部省検定による「歴史の改ざん」に対する、ひいては80年代日本の教育政策の策動に対する、きびしい国際的批判をみていくに際して大切なことは、それらの批判を私たちが主体的に受けとめることである。日本政府のあれこれの措置によって「中国や韓国の政府との間で一応の外交決着をみる」ことができたとしても、この（教科書）問題にたいする鈴木内閣と自民党の態度を、日本の国民は絶対に許すわけにはいきません」という主張があるけれども、この主張のような立場に立つことである。さもなければ、国際的批判が課題提起しているところをより深くとらえることはできないからである。またさもなけ

れば、政府間で一応の政治的・外交的な決着がはかられたなら、国際的批判の内容分析の価値はなくなるということになってしまふからである。日本の政府・自民党の政治的決着のつけ方もまた、問題にしなくてはならない。

日本政府と中国政府との関係では、ひとまず鈴木訪中のなかで外交的決着がつけられた。というのは、訪中期間(82年9月26日～同年10月1日)において、日本の鈴木善幸首相が、82年9月26日の趙紫陽首相らとの会談の席上で、さきの日本「政府見解」(82年8月27日、宮沢官房長官談話として発表)を説明しながら、①「国交正常化時の日中共同声明でうたった戦争責任を反省するという過去への認識にいささかも変わりはない。日本としては批判に十分耳を傾けて政府責任で是正する。これを誠意を持って早く実行する」こと、②中国側からも日本軍国主義復活の批判が出されているが、「日本国民の圧倒的多数は軍国主義を排し、あくまで平和を求めていくことを承知してほしい。平和憲法のもと経済大国になっても軍事大国にはならない。一部に批判される動きがあっても将来日本が間違った方向に行くことはあり得ない」こと、この2点を説明したのたいていして、中国の趙首相が鈴木首相の「努力」を評価して「一段落したことを喜んでいる」とのべたからである。また、9月28日の鈴木首相との個別会談の席上、鄧小平党顧問委主任兼党軍事委主席が、日本政府は軍国主義復活の動きに注意すべきだと警告しながらも、教科書問題は「日中双方の努力を通じてすでに解決した」とのべたからである。加えて、9月29日に鈴木首相が北京で「豊かな交流と揺るぎない友好」と題する記念講演を行ったとき、鈴木首相はさらに「わが国は戦後、過去の反省の上に立ち平和憲法を制定、その後一貫して平和を国是とし軍事大国への道を排してきた。この国是はいささかも変わらず、中国もまた深く平和を愛する国である。近時、わが国の歴史教科書をめぐり中国から厳しい批判が寄せられた。わが国は共同声明に盛られた精神と原則は日中関係のすべての分野に適切に反映されるべきものであり、教科書問題についても、今後わが国の責任において誠実に努力していく所存である」とまでのべたからである。

訪中期間中の鈴木首相の、9月26日会談および9月29日講演のなかでの発言の中身についてどのように解釈するか——① 戦後は過去の反省の上から平和憲法を制定し「一貫して平和を国是として軍事大国への道を排してきた」とか、② 日中共同声明のなかの「戦争責任を反省するという過去の認識にいささかも変わりはない」とか、③ 歴史教科書の改ざん部分は「政府責任で是正する」などの発言——、大いに疑問の残るところであるが、それでも中国政府首脳が教科書問題は「一段落した」「すでに解決した」などとのべたかぎり、日中関係のなかでは教科書問題に外交的決着がつけられたことは間違いない。

しかし、教科書問題については、その他の日韓関係等のなかではいまだに決着は少しもつけられていないし、それよりもなによりも、手厳しい国際的批判に内容的にも制度的にもしっかりとこたえる見通しは、国内では少しも立っていないといつてよいであろう。

(2) 教科書の「歴史の改ざん」問題は、中国政府との関係では(韓国の人民・政府との関係は別)、一応の政治的=外交的な決着がつけられたけれども、「教科書問題解決の根本は国内決着」とするつよい主張が、教科書問題を真に主体的にわれわれ自身の問題として受けとめようとするサイドから出てきていることに、よく注目しなくてはならない。「教科書問題は決着していない」とするその主張は、中国の趙首相の「一段落した」との9月26日の発言を受けて「日本政府がこれですべて決着がついたとの態度をうちだしている」ことをとらえて、つぎのようにのべている。すなわち「もともと教科書問題は、なによりもわが国教育の根幹にかかわる国内問題です。政府、文部省が、あの15年戦争という日本軍国主義がおこなった侵略戦争を肯定し、今日また日本で軍国主義とファシズム化を推進しようとして、戦犯的反動イデオロギーを、教科書をつうじてつぎの世代におしつけようとしたところに、問題の本質と根源があったのです。したがって、教科書問題の真の決着のためには、最低限の要件として、第一に、政府が15年戦争における日本軍の近隣諸国にたいする軍事行動を侵略戦争と明確に認め、これを反省する態度を内外に表明することが必要です。第二

に、そうした立場から、不当な検定による教科書書き換えを取り消し、ただちに記述の訂正をおこなうことです。それも中国侵略にとどまらず、東南アジア等をふくめて、『進出』という表現を『侵略』に改めることはもちろん、さらには沖縄戦についての史実のわい曲の是正もふくめて、15年戦争全体にわたって『検定』の名による不当な介入の取り消しと記述の訂正をおこなうことです。これなしには、中国その他との外交決着がどうなるろうとも、教科書問題は当面の決着すらありません」と、このようにのべているのである。

事実、文部省は1982年12月現在、執筆者・教科書会社からの是正要求をいままなお拒否し続けている。

(3) ところで、82年の6月末から8月までにかけての、これほどまでに手厳しい執拗な国際的批判を浴びながら、いままなお日本の政府・文部省が明確な是正措置をとろうとはしていない、その理由は何であるか。浴びせられている国際的批判の内容を極力矮小化して解釈し、是正を最小限にとどめようとし、しかもその最小限是正の取り組みにさえ消極的である、その理由は何であるか。

このような日本の政府・文部省の、国際的批判に対する消極的姿勢のなかに、実は、80年代初頭の日本の教科書問題の重大かつ深刻な意味が内在しているのである。より具体的にいえば、80年代初頭の教科書問題は、まさに日本の政・財・官界あげてのつよい要求から発生している根深い問題なのであって、これもまた偶発的問題ではなかったことによるのである。つきつめていけば、この教科書問題の根底には、日米関係があり、日米安保条約の問題があるのである。

したがって、さきの8・27「政府見解」にも触れながら、さきの「教科書問題解決の根本は国内決着」が、さらに以下のように指摘することにもなるのである。すなわち、教科書記述の是正についても文部省は「不当な検定を推進した『検定調査審議会』の議を経て検定基準を改めるという欺まんのやり方をと」り、しかも文部省は8・27「政府見解」が発表されてのち、「教科書執筆者や出版社が『正誤訂正』による現在使用中の教科書の是正を申し出ても拒否する態度をとりつつけて」いる、ここにこそ「まじめに記述訂正に応じようとし

ない政府、文部省の本音が露骨にあらわれて」いる、という指摘がそれである。

中国首脳の発言にもかかわらず、80年代初頭の教科書問題は、私たちの立場＝観点からみれば、少しも決着のついた問題とはなっておらず、かえって文部省サイドは教科書問題を徹底して矮小化しながら「決着」させようとしているのである。80年代初頭の教科書問題は、たんに「歴史の改ざん」問題に矮小化されうる問題では少しもなく、その反対に、1980年代日本の教育政策のいわば根幹にある問題なのである。それは、日本の軍事大国化・軍国主義化をめざす80年代の国政＝国策があって、その国政＝国策の一環に深く教育を組み込もうとする、そのような80年代日本の教育政策全体のなかの問題なのであり、また「歴史の改ざん」自体は、80年代に入ってから文部省の教科書検定——「国策に基づく教科書」作成をめざすもの——のなかで生じている一つの問題に過ぎないのである。したがって、それはけっして「歴史の改ざん」問題に還元できるものではない。したがって、「歴史の改ざん」批判を通して（窓口にして）展開されている国際的批判をみるときは、私たちは、その「歴史の改ざん」指導を、80年代の教育政策全体のなか、文部省による検閲的検定全体のなか、での一つの出来事とみなくてはならない。端的に言って、「歴史の改ざん」部分を是正したとしても、それで80年代初頭の教科書問題が解決したことにはけっしてならないのである。

(4) では、国際的批判を私たちが主体的に受けとめるとするなら、国際的批判は80年代日本の教育に向けてどのような課題を提起したことになるか。この点は本来、諸々の国際的批判の中身を仔細に検討したうえで結論を出すべき事柄ではあるが、ここで以下、仮説的にのべておくことにする。

とりわけて中国政府の批判は、つきつめていくなら、80年代日本の教育政策に向けて、教基法制の精神＝原則をこそ、その精神＝原則とするように、そこに立ちもどるように、要求していることになるのではないかと思われる。中国政府の対外政策（対日政策も含めて）全般については、極めて不可解な部分もあるので、限定して論じなくてはならないが、こと82年文部省検定による「歴史

の改ざん」指導に対する『人民日報』等の批判については、傾聴に値するものを多く含んでいるとみられよう。

たとえば、82年7月22日の新華社通信は、82年文部省検定による「歴史の改ざん」が「日中共同声明と日中友好条約の精神に違反する」という趣旨の指摘を行った。7月26日の中国政府からの正式の申し入れも、この点を指摘して「誤りを正すよう」求めたものであった。

1972年の「日中共同声明」には「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との認識が盛り込まれており、1978年の「日中平和友好条約」は、この共同声明の原則の確認のうえに締結されたものである。

そうだとすると、戦争加害責任の痛感・反省を十分に踏まえた国政・教育政策であるかが、つねに厳しく問われることになり、もしもそうした反省が見失われたということになれば、中国側は日中共同声明・平和友好条約の破棄にまでもすすみかねないことになる。現在の日中関係を持続しようとするなら、日本の国政・教育政策を戦争責任についてのしっかりした反省のうえに据えてかからなくてはならないということになる。日中共同声明のなかでは「責任を痛感し、深く反省する」とのべながら、戦前日本の帝国主義的侵略行為について、教科書のなかで肯定したり美化したりするのなら、日中共同声明の成立の基礎が根底的にゆらぐことになってしまう。とすれば、中国政府が日本政府に対して「日中共同声明と平和友好条約の精神に反する」と抗議し「誤りを正すよう」申し入れたことは、しごく正当な抗議・要求であったことになる。この申し入れは、内政干渉であるどころか、対中国との関係のみたときの、日本の政府・文部省の重大な背信行為に対する正当な批判であり警告なのである。

こうした点は、日韓共同コミュニケの精神にてらしてみても同じようにいえるから、韓国政府からの同主旨の申し入れについても同じようにいえることなのである。

ところで、戦争加害責任の痛感・反省のうえに教育政策を据えるということ

は、中国・韓国などの政府・国民の、今回の批判・要求によってはじめて日本の教育政策が追求すべき課題となったものなどではなく、わが国現行の教基法制が戦後日本の教育に向けて提起している根本課題なのであって、それは、戦前日本の国政＝教育政策の過ちについての痛恨の反省を踏まえながら、戦後日本の国家および社会を平和的・民主的・文化的なそれとして建設するように、そのような国家・社会の積極的な形成者をこそ育成するように、つよく求めている教育法制なのである。

そうだとすれば、中国・韓国など東アジア諸国の政府・国民の批判・要求は、現行の教基法制の精神＝原理にはっきりと立ちかえることを、教科書の制度・内容について、教育政策の全般について、要求しているものとみなくてはならない。

したがって、今回一斉に噴出した国際的批判は、少なくとも、80年代日本の教科書行政を、制度・内容の両面から全面的に見直し、それらを教基法制の精神＝原理のうえに据え直すのでなければ、その方向に向けて80年代日本の教科書行政が着実に歩み出すのでなければ、真におさまることはないのであって、これこそ批判を真に「鎮静化」する唯一の道であろう。

あるいは、教基法制の精神など、敗戦直後の国内的・国際的な特殊な環境＝状況のなかでならいざしらず、「経済大国」にまで成長したこんにちの日本の状況下では、もはやしつこく拘泥すべき原則ではありえない、というような意見もありうる。しかし、まさにこのような意見が国際的には通用しないことを、今回の文部省検定問題は実証したのだといってよい。帝国主義的侵略の被害者のサイドからしてみると、そのような「背信行為」は許し難いことであって、あくまで国政・文教政策を「加害の反省」のうえに据え直さなくてはならないのである。

今回の文部省教科書検定に対する国際的批判に接して、「第二次世界大戦が日独伊の侵略戦争であったという認識とその侵略戦争への批判は、日本においても世界においても戦後政治の原点というべきもの」であるから、この問題で

あいまいな態度をとることは「日本が国際社会で活動する前提を失わせることにほかならない」という、厳しい指摘があるけれども、こと戦後日本の教育についていえば、教基法制の精神こそ「戦後教育の原点」に据えられるべきものとなる。それを戦後日本の教育の原点に据えることを宣誓したからこそ、戦後日本は国際社会への復帰が可能となったとも解されるのである。ところが、80年代に入ってからの文部省検定＝教育政策は、この戦後教育の原点に据えられるべきものを、いわばま正面からかなぐり捨てようとするものであった。そうであればこそ、このような80年代日本の教育政策に対して、東アジア諸国から「原点にかえれ」という強烈な批判が一斉に起こったわけである。

(5) 本連載論文「教科書問題—Ⅱ—」では、私は、主に国際的批判に関して論究する。そして、その過程で、この国際的批判に論究する意味＝ねらいについて、くり返して言及するつもりである。国際的批判の内容そのものについての理解をより深めることが先決だからである。

国際的批判に論究する意味＝ねらいについて、くり返し言及しなくてはならないと考える理由は、一つには、この国際的批判を「日本の内政に対する不当な干渉だ」とみて、そこから一切を学ぼうとしない、そうした対応があり、この対応の仕方が批判されなくてはならないからである。国際的批判は果たして不当な内政干渉であったのか、あるのか。

また、この種の対応を示す人々は、国際的批判に学んで80年代日本の国政・教育政策のあり方を確かめようとする人々に対して「国際的批判(他国からの批判)の尻馬に乗って自国の国政にケチをつけるものだ」という非難を浴びせているのである。

そうだとすれば、今回の国際的批判に向けてどのような態度をとるべきか、どのような態度をとるのが正しいか、についても国際的批判の非難者の言い分も瞥見しながら、掘り下げて考えてみなくてはならない。政府一部閣僚の発言内容だけではなくて、いくつかの月刊総合雑誌等のなかでの論者たちの言い分も、吟味・批判の対象にしなくてはならない。

たとえば、教科書問題について特集を組んだ総合雑誌等の諸論文の内容を概観したものに、高島通敏「論壇時評」(『朝日』82年9月29日付)、「今月の雑誌から」(『毎日』82年9月25日付)、新原昭治「今月の思想・文化思潮」(『赤旗』82年9月27日付)等々があるが、これらのうち新原論文によれば、「論壇にみる教科書論議」は、①「侵略」などの書きかえ強制を、軍国主義復活のあらわれとして問題視し、教科書への歴史の真実の明記や検定制度の撤廃を要求するもの、②状況全体にかんしては保守的体制派の主張をしながらも、教科書が真実を隠蔽ないし歪曲することを批判するもの、③今日問われている教科書問題の本質をすりかえるもの、の3グループに分けられるという。そして、この新原論文は、①を代表するものとして加藤周一「教科書検閲の病理」(『世界』82年10月号)を、②を代表するものとして猪木正道「教科書と安全保障」(『諸君!』82年10月号)を、③を代表するものとして渡部昇一「萬穴虚に吠えた教科書問題」(『諸君!』82年10・11月号)、黨敏郎「教科書問題について」(『正論』昭和57年10月号)、桜井泰「教科書批判と“うさん臭い”平和主義」(同上)などを、それぞれ列挙している。上記の高島論文は、その他に、①に属するものとして日高六郎「〈反省〉とはなにか」(『世界』82年10月号)、金学鉉「教科書問題と〈友好〉の虚構」(同上)等を、③に属するものとして岡田英弘「“教科書検定”は中国の内政問題だ」(『中央公論』82年10月号)、中嶋嶺雄「活かされていない日中交渉の教訓」(同上)等々を、それぞれあげている。上記の「今月の雑誌から」がもっとも高く評価しているのは、山口定「政治転換期の歴史意識」(『世界』82年10月号)である。

これらの国際的批判(=教科書問題)に論及したいくつかの論文について、どの程度までひろく深くあたることができるかはともかく、今後国際的批判のもつ意味について解明していこうとするとき、それらの内容を考慮のうちに入れておく必要があると思われる。

第2節 1982年文部省検定について (1)

手厳しい国際的批判を浴びることになったものは、直接的・具体的には、82年の文部省検定であったから、「国際的批判」の考察に先立って、これについて概観しておかなくてはならない。しかし、ごく最近になってから、82年文部省検定の実態についての新聞報道——これにもついで「国際的批判」が発生し発展した——に一部誤りがあったのではないかという批判が起り、報道した新聞社側もそれに対して一部認めたり反論したりしている。そのような次第で、82年文部省検定の実態についての論及は、次回以降に持ちこすことにする。なお、これについての新聞報道を私なりに整理・紹介したものとしては、「教科書問題をめぐって」『教職理論研究』第7号・1982年がある(その8~12ページ)ので、さしずめ82年文部省検定の実態については、そちらを参照されるようお願いしておく。

ただ、ここで私がくり返しておきたいことは、82年文部省検定に対する国際的批判は、けっしてたんに82年検定の「歴史の改ざん」批判にとどまるものではないということである。したがって、果たして82年検定ではじめて「侵略」が「進出」等に変えられたのかどうかということは、いわば問題の本質にはかわりのないことであって、むしろ問題の本質は、80年代日本の国政・教育政策が、軍事大国化・軍国主義化の路線をひた走ることによって、再び侵略の過ちを犯しかねないものになりつつあるのかどうかという、まさにこの一点にあるのである。そして、80年代日本の国政・教育政策の動向をみるときに、事実において、これがその危険性を多分にはらんでいるところにこそ問題があるのだということである。80年代文部省検定については、あくまで80年代日本の教科書問題の全体、さらには80年代日本の国政全体の動向のなかで、その実態を分析しなくてはならない。